

十二月二十四日はクリスマスイブ。村内の各保育所では、この日は喜んでそれぞれ催し物が。ここ中野保育所でも遊戯室には幕が張られ、室内は真っ暗。園児らの手には小さなローソクがほのかな明りを放ち、サンタの来るのをじっと待っている。中央にはツリーが青や赤、黄の豆電気でぼっかり浮かび上がり、また、園児らの目もらんらんと異様な輝きを増していた。「みなさん、良い子になっていましたかー。サンタのおじさんは良い子にだけプレゼントを



中野保育所



「クリスマスが毎日あるといいネー」  
「それじゃサンタのおじさんが困るよ」

みんな良い子に。奥から、「はい。」の良い子の声につられて、大きな袋をかっいで出てきたサンタのおじさんと民生委員のおじいちゃんから一人一人にプレゼントが手渡され、「アリガトウ」を連発。うれしく、また、たのしい一日でした。サンタのおじさんがほんとにいるのか、いないのか。園児らには、そんなことはどうでもよいのかもしれない。一年に一度、クリスマスにプレゼントを持って来てくれるサンタがいてくれれば。

持って来るのですよ。いじめっ子や泣き虫っ子、言うことを聞かない子には、プレゼントがなせん。でも、みんなは良い子だから必ずもらえますね。……。「はい。」

先生の言葉にちいさなうなずきながら、今日だけは

二、新規申請の方

### 農耕用軽油 免税証の出張交付を

三条財務事務所では、つぎの日程で免税証の出張交付を実施します。この機会に手続きを。

- とき
- 二月十五日 午前 中之島・上通学区 午後 中通・中野学区
  - 二月十六日 午前 中条・西所学区 午後 信条・三沼学区
- 時間：午前九時三十分～午後三時まで
- ところ 中之島村役場三階和室もつてくるもの

#### 一、継続申請の方

- 免税軽油使用者証
- 耕作面積証明書(税務課から早めにもらってください)
- 申請者の印鑑(共同の場合は全員の印鑑)
- 軽油購入の販売店を決めてくること。
- 使用者証の有効期間が切れても機械の変更がなければ期間延長ができるので、使用者証を必ず持参ください。

- 機械の所有証明書(役場)又は機械の販売業者の証明書
  - その他は継続申請の(2)、(3)(4)に準ず
  - 機械を変更した場合
  - 新規申請に準ず
- 四、共同使用者に異動があった場合
- 継続申請に準ず(変更申請書を提出)
- その他、免税証の取り扱いについて不明の点は、三条財務事務所か役場税務課におたずねください。

### 交通安全コーナー

2月号から交通事故防止運動の一環としてこのコーナーを設け、毎月の村内での交通事故状況をお知らせしています。運転者向け  
赤信号 老人 子供 白い杖

心配ごと相談

- 毎週火曜日午後1時～4時
- 公民館和室

## 広報

# なかのしま

1月号 南蒲原郡中之島村役場

### 人口のうごき

—1月1日現在—  
( )内は12月1日との比較

人口	11,184人	(+13)
男	5,506人	(+1)
女	5,678人	(+12)
世帯数	2,197	(-1)



編集と発行：中之島村役場企画課

凍てつく空に  
「無火災を」  
出初め式  
(中条分団で)

今月の納税 ▷村民税(第4期分) ▷保育料(1月分)

# 実行・実現の年



中之島村長 齊藤 恭三

村民のみなさん、あけましておめでとうございます。みなさんには、益々お元気に夢と希望に燃えた新年を迎えられたことと存じます。

さて、昨年は一昨年に引き続き、経済情勢は一層厳しい状況下にある中で、三十年ぶりという異状冷害で農家は大きな打撃を受け、商工業者はようやく浮上の兆しがみえ初めたとはいわれ、景気中だるみ傾向で倒産が相次ぎ、極めて苦しい年でありました。

## 財政運用 創意・工夫を

### 町村財政の確立 国に対し



中之島村議会議員 池上 政志

地方政治の出発点は、地域住民の日常の暮らしに対する絶えざる関心と、自らの運命の行く末は自らの手によって決せられるべきだとする「自治の精神」にあると言われております。

よいよ実施の段階となりました。そのほかいろいろありますが、要約すると、過去数年間は懸案の諸問題について準備の時期であり、昨年頃から「実行・実現の年」となってきました。国の事業としての北陸高速自動車道、上越新幹線も中之島地区においては、ことしの秋頃までには完成できると聞いております。

政運用に一層の創意と工夫に努める一方、国に対しても町村財政の確立強化を強く要望して、地方交付税率の大幅な引き上げあるいは、国庫補助、負担事業にかかる地方超過負担の解消をはかるため、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

## 12月定例議会 《小学校統合後の跡地》 遊園地・地域の体育施設に利用

### 村長構想を発表

十二月定例村議会は、十二月二十日から四日間の会期で開催され、二十三日閉会しました。今議会で、齋藤村長は一般質問に対する村長の答弁として、統合後の跡地利用について、つぎのような基本構想で五十四年度から取り組みたいとの方針を述べました。

## 条例関係

●中之島村職員の給与に関する条例の一部を改正  
職員給与、手当などを人事院の勧告に基づいてそれぞれ引き上げました。

●災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正  
災害弔慰金の額を死亡者が世帯主の場合百五十万円(旧百五万円)に、その他の場合は七十五万円(旧五十万円)にそれぞれ引き上げました。

また、災害援護資金の貸し付け額もそれぞれ引き上げました。

## 補正予算

●昭和五十一年度中之島村一般会計予算を補正  
補正額は三千四百九十九万円を追加し、歳入歳出予算総額を十四億一千八百八十八万円としました。

○主な補正内容は、  
○給与改定による人件費等(給与、手当など)  
○重度心身障害者医療給付費として六十七万円。  
○中野東集落開発センター建設費として七十五万七千円を補助

○県道の工事費負担金として二百三十万円  
○上越新幹線工事用道路取付部の暗渠工事請負費に百四十五万円。

●昭和五十一年度中之島村国保特別会計補正予算について  
補正額は百六十一万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を三億一千五百五十六万八千円としました。

## 請願

□ 任期満了による中之島村固定資産評価審査委員の田口正治さん(中条第二、五十二歳)の選任に同意しました。

●中之島村商工会館建設に係る請願について (一部採択)  
○揚水機改造費助成に関する請願について (採択)  
○県営排水施設整備事業(防災)分担金助成に関する請願について (採択)  
○道路改良に関する請願について (採択)  
○中之島北中学校敷地並びに中条保育所敷地提供に伴う諸経費負担方請願について(継審)  
○下水溝設備に伴う工事業費助成に関する請願について(継審)

## 一般質問

要旨(敬称略)  
大野 久夫  
一、県営用水問題の現況並びに今後の見通し  
二、統合小学校後における四か校の利用について  
堀 一郎  
一、保育行政について  
二、商工行政について  
大竹 彰作  
一、保育所入所の件について  
二、中央下水路の件について



善意を ありがとうございます  
古川克英さん  
社会福祉に五万円  
まごころ学園へ  
一万四千四百一円  
北中生徒会

大沼の古川克英さんは、父、齊さんの死去に際し、「社会福祉に役立てて欲しい」と五万円を村に寄附されました。

## ただいま工事中 入札結果から

役場庁舎駐車場 舗装工事 760万円  
中越道路(株) 12/8~3/27

### 理想都市キャンベラ

地上から見えないものとして、今世紀最後と言われる皆既日食をニュージラランドからオーストラリアへ向う機中で見る事ができ、まったくの好運でした。

オーストラリアの最初の訪問都市は首都キャンベラ。キャンベラは、半世紀前までは小高い丘に囲まれた広い平原で、一部が牧場に利用されているに過ぎなかったのが、シカゴの建築技師の設計によって、雄大で、かつ近代的な市へと生まれ変わった理想都市です。

そして、キャンベラを美しくするためにつくられたグリフィン湖が街を北と南に二分しており、市街地は円形や六角形の広場を中心に環状・放射状に伸び、官庁街、住宅街などに整然と分けられています。また、ユーカーリ、ポブラ、ブナなどの樹木が多く、公園の中に街があるといった感じですが。

シドニーでは、小学校を訪問。それは日本の大学の附属小学校のようでした。

学校では、事実はいつ変わるかわからない。だから学ぶ態度と技術を

こういふ学習の場では、教える先生の能力、個性が多分に要求される。———と思いました。

六歳の誕生日に入学しますが、クラスは年齢別編成ではなく、能力に応じてグループ別の学習、活動をするのです。進級は年齢に関係ありません。高校への進学も六年在学したからではなく、その能力があると認められたうえで出来るのです。きちんと机に向った授業風景はなく、それぞれ思い思いの格好で伸び伸びと、自分に課せられた問題を最も良い方法で行うことを最優先としています。

教える”という目的のもとに教育が行われていました。

いたるところで農業団の印象が：



大橋 稔

### 第3回 村民作品展

おいでください

□2/18(金)～2/21(月)  
□午前9時～午後6時まで (21日は午前中)  
□出品作品……書道、日本画、洋画、写真、工芸(たこ、はりえ、和紙人形、彫刻、彫塑)

■特別出品コーナー(各地の作品展に入賞した作品を展示)を設けて、村展の充実を図り、みなさんのおいでをお待ちしています。

▶出品者へ……出品の規定などは広報12月号の11ページを参照ください。

なお、くわしくは教育委員会へ ☎6-2002(内線30番)

### “あなたの声を村政に、”

つぎの日程で村政懇談会を開きます。この機会に、あなたのご意見ご要望をお聞かせください。

期 日	会 場	時 間
1/27(木)	西所公民分館(旧西所小学校)	午前9時30分～11時30分
1/27(木)	三沼公民分館(旧三沼小学校)	午後1時30分～3時30分
1/28(金)	信条公民分館	午前9時30分～11時30分
1/28(金)	農協中条支所(2階会議室)	午後1時30分～3時30分
1/29(土)	農協中野支所(2階会議室)	午前9時30分～11時30分
1/31(月)	横山公会堂	午前9時30分～11時30分
1/31(月)	上通公民分館(上通小学校内)	午後1時30分～3時30分
1/1(火)	大字中之島事務所	午前9時30分～11時30分

### 入学通知書が届きましたか…

この4月、新しく小学校へ入学されるお子さんの入学通知書を、各小学校を通じ1月中旬にお届けしましたが、まだ届いていない家庭がありましたらご連絡ください。(TEL6-2002教育委員会学校教育係)

また、中学校へ入学されるお子さんには直接各小学校でおわたします。

### 公民館のアンケート調査結果

アンケート回答者  
男 191  
女 150  
計 341人

□利用状況  
ある 54%  
利用したことが ない 46%

### 最高一人で六十回も

### 万三千人が

■公民館の利用度  
51年度に公民館を利用した人は約1万3千人、村民一人が一回以上利用したことになります。

調査回答者では、約半分にあたる184人(5.4%)の方が利用していると答えています。

利用者の年齢構成では、20代が20%、30代17.5%、40代25.7%、50代18.6%、60代以上が18.2%で、40代以上が全体の62.5%と比較的高年齢層に利用者が多く、とくに40代での60回利用という人もありました。

利用内容では、会議や講演会、講座などの行事が71.3%と断然多くなっています。

また、利用したことがない人は、「ひまがない」「遠いから」を理由にしている人が47%。「行く必要がない」とする人の27.8%については、機会があれば利用したい、と解されます。

暮らしと教養に  
■公民館活動  
公民館活動(行事や講座)が「暮らしや教養に役立っているか」の問では、約半数の方が役立っていると答え、「わからない、役立っていない」と答えている人も約半数ありました。

しかし、身に感じないまでも間接的にみなさんのお役に立っていると信じており、これからもより一層中味の濃い利用方法をと、考えています。

また、これから公民館でどんなことを学びたいか———では、「趣味をのばすようなもの」「子どもの

### 公民館活動

わからない 36.7%  
役立っている 47.9%  
役立っていない 15.4%

### 利用内容

会議 講演会 71.3%  
学級・講座 13%  
体育・レク 3.7%  
その他

したが、これに対しては72.5%の人が賛成の意志表示をしており、理解されていることがわかりました。

実行されているか———では、「逐次その実が上っている」が41.8%、年々派手になってきている冠婚葬祭などに「ある程度歯どめになっている」が46%と、生活改善の申し合わせの成果が上っていることを示しています。

これからの進め方としては「個人の良識を待つ」が約80%を占めています。

———みなさん一人一人からこの申し合わせに対する理解と必要性をもっともっと認識してもらおうと同時に、公民館でも趣旨徹底のPRを強力に、また根気よくしていかなければ———と感じています。

※このほか、貴重なご意見や、われわれ職員が把握していない面を多くお聞かせいただき、今後の公民館活動におおいに役立たせてもらう考えです。

### 施設・設備の充実を

■公民館(分館を含む)に要望———もっともっと施設や設備の充実を———予算の増額、分館行事の事前PR———運動用具の配置を………などの要望が多かったです。

### 生活改善に賛成

昨年4月から全村で生活改善の申し合わせを行い、実施してきま

ただこは村内で買ひましよう

保険料納付済み期間別保険料納付総額及び年金額

(単位：円)

保険料納付済み期間	保険料納付総額	一年間の年金支給額					
		60~64歳	65歳以降			計 (B)+(C)+(D)+(E)	
		経営移譲年金(A)	経営移譲年金(B)	農業者老齢年金(C)	付加年金(D)		老齢年金(E)
5年の場合	55,800	312,000	31,200	39,000	12,000	294,000	376,200
6 "	75,600	332,800	33,300	46,800	14,400	303,600	398,100
7 "	105,000	353,600	35,400	54,600	16,800	313,200	420,000
8 "	139,440	374,400	37,400	62,400	19,200	322,800	441,800
9 "	178,920	395,200	39,500	70,200	21,600	332,400	463,700
10 "	218,400	416,000	41,600	78,000	24,000	342,000	485,600
15 "	415,800	520,000	52,000	117,000	36,000	390,000	595,000
20 "	613,200	624,000	62,400	156,000	48,000	468,000	734,400
25 "	810,600	780,000	78,000	195,000	60,000	546,000	879,000
30 "	1,008,000	938,000	93,600	234,000	72,000	626,000	1,023,600

注：国民年金の老齢年金(E)の算出にあたっては、同制度が昭和36年度発足のため、保険料納付済み期間に10年分を上乗せして計算した。

なケースも生じていることから、適期に経営移譲をすすめるため、いままでの所有権移譲の方式に加え、後継者に対して使用収益権を設定(経営主が子や孫に自作地を貸すこと)をしても、年金がもらえることとなりました。

改定後の保険料

(単位：円)

改定後	一般被保険者	保険料		
		52年1月~12月	53年1月~12月	54年1月以降
現行	被保険者	2,450	2,870	3,290
	特後継者	1,750	2,050	2,350
現行		1,650		

農業後継者の育成確保を図るの考え方から、一定の要件を満たす後継者については、申し出れば、三十五歳に達する月の前月までの間の保険料が、三割程度安くされることになりました。その他、また、くわしくは農業委員会や農協の窓口でご相談ください。

特定後継者に対する保険料の軽減

### 通算年金

三十二年四月一日以前の加入期間は通算されるか……

昭和十一年生まれの私は三十二年四月一日から国民年金に加入していますが、それよりも前に厚生年金に五年間加入していたことがあります。

この厚生年金の加入期間は通算されるでしょうか。

答 通算年金制度が発足したのは昭和三十六年四月一日からで、各公的年金制度を通算する場合、その通算対象期間とされるのは原則として同日以後の加入期間ということになります。

しかし、同日まで引き続いて通算される場合があります。

現に国民年金に加入している場合、五年間の厚生年金加入期間に、通算対象期間となり、国民年金に二十年以上加入(保険料未納期間を除く)すれば、通算老齢年金の受給資格期間(二十五年)を満たすこととなります。

(1) 通算される場合

前 36・4・1 後

厚生・船保・共済・国年

共済・厚生・船保

厚生・船保・共済・国年

(2) 通算されない場合

後 36・4・1 後

厚生・船保・共済・国年

共済・厚生・船保

厚生・船保・共済・国年

いずれの制度にも加入せず

国民年金相談 ○2月10日(木)午前9時~午後4時  
○役場 住民相談室

農業者年金



もうすぐ野良仕事……

農業者年金制度は、農業者の老後の生活保障を充実することにより、農業経営の規模拡大、農業経営の若返りを図ることを目的として、昭和四十六年一月から発足した制度です。

ことしの一月で満六年、この間に全国で百二十六万人以上の人が加入しています。そして昨年からは経営移譲年金の支給が始まり、昨年十月末までに八千人以上の人が実際に年金を手にしています。こうした中で、二回目の法律改正があり、ことしの一月からは年金額を一・四八倍に引き上げるなど、制度内容の充実強化がはかられました。

# 農業者年金

ことしの年金額は  
一・四八倍に

### 年金額の 大巾引き上げ

昭和四十九年度の法律改正で二・二倍に引き上げられた経営移譲年金と農業者老齢年金の額が、今回さらに一・四八倍に引き上げられました。

### 経営移譲年金

①保険料を納めた期間等(基金に申し出て認められた、出稼き等による短期被用者年金期間も含まれる)が二十年以上ある人が、  
②六十五歳になるまでの間に、自分の農業経営を後継ぎや他の農家等に譲れば(すなわち経営移譲すれば)、そのときから(六十歳前に譲ったときは原則として六十歳になったときから)もらえる年金です。

### 新しい年金額の 計算式

前の経営移譲年金の計算式の単価である千七百六十円が、一・四八倍の二千六百円になります。

したがって、経営移譲年金の額を求める計算式は、

◆ $2,600円 \times 深窓率 \times 深窓期間月数$   
 $\div 12 \times 12$   
 $\div 12$

◆ $2,600円 \times 深窓率 \times 深窓期間月数$   
 $\div 12 \times 12$   
 $\div 12$

【例】大正五年生まれで、五年(六十か月)保険料を納め、経営移譲した人の年金額を求めると、

### 後継者への移譲 要件の改正

後継者に対する経営移譲の場合、自作地については、これまでは所有権を移転(譲渡)しなければ年金はもらえませんでした。

しかし、近年、一人の後継ぎに限って全部の所有権を一挙に移すことが、実際上かなり困難

### 保険料の改定 段階的に

年金額の引き上げに伴って、年金のもとなる保険料も引き上げが必要となります。しかし一挙に引き上げることは、農家にとって大巾な負担増となりますので、これを緩和するため、昭和五十二年一月~十二月の保険料は、年金の引き上げ率と同率(一・四八倍)の引き上げとし、以後二年にわたり段階的に引き上げることとしました。

なお、特定の後継者については下表のような軽減の措置がとられることになりました。

◆ $(2,600円 \times 60月) + [2,600円 \times (240月 - 60月) \times \frac{1}{2}] = 312,000円$  (月額26,000円) となるわけです。

停電のお知らせ ○1月28日(金) 9:00~12:00 池之島、押切駅前  
○2月9日(木) 9:00~15:00 中野、横野  
○2月22日(火) 9:00~15:00 五百川、中之島